

2024年10月25日

お取引先 各位

新晃工業株式会社

支払条件変更のお知らせ

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、弊社では、中小企業庁及び公正取引委員会が推進する下請取引適正化の趣旨等を鑑み、支払条件を下記の通り変更することといたしましたのでお知らせいたします。

敬具

記

1. 支払条件の変更

締め日：月末締 〈現行通り〉

支払日：翌月末日 〈現行通り〉（支払日が銀行休業日の場合は前営業日）

- ① 資本金 3 億円以下の取引先につきましては、支払額を全額現金払とします。
- ② 資本金 3 億円超の取引先につきましては、  
支払額が 50 万円未満は現金払とし、  
支払額が 50 万円以上は手形・電子記録債権(サイト 60 日)払とします。  
(※) 資本金 3 億円超の手形払のお取引先におかれましては、電子記録債権  
(電手決済サービス) への切り替えをご検討頂きたくお願いいたします。

2. 変更日

2024年11月29日支払（2024年10月検収分）より変更いたします。

以 上

〈問い合わせ先〉新晃工業株式会社 管理本部 管理部資金課 TEL:06-6367-1811（代表）